

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

改正 86.12.31 法律 第 3897 号	改正 04.12.31 法律 第 7289 号	改正 11.12.02 法律 第 11112 号
改正 91.12.31 法律 第 4478 号	改正 07.12.21 法律 第 8767 号	一部改正 13.07.30 法律 第 11963 号
改正 97.12.13 法律 第 5454 号	改正 08.12.26 法律 第 9225 号	一部改正 15.01.28 法律 第 13081 号
改正 98.12.31 法律 第 5621 号	改正 09.03.25 法律 第 9537 号	一部改正 16.01.27 法律 第 13844 号
改正 01.02.03 法律 第 6421 号	改正 09.12.30 法律 第 9895 号	他法改正 16.02.29 法律 第 14033 号
改正 04.01.20 法律 第 7095 号	改正 11.06.30 法律 第 10810 号	一部改正 17.01.17 法律 第 14530 号

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この法は、国内に広く知らされた他人の商標・商号などを不正に使用する等の不正競争行為と他人の営業秘密を侵害する行為を防止し、健全な取引秩序を維持することを目的とする。[全文改正 91.12.31]

第 2 条(定義) この法で使われる用語の意味は、次の通りである。〈改正 91.12.31、01.02.03、2004.01.20〉

1.“不正競争行為”とは、次の各号のいずれか一つに該当する行為をいう。

イ、国内に広く認識された他人の氏名・商号・商標・商品の容器・包装その他他人の商品であることを表示した標識と同一若しくは、類似するものを使用し、またはこのようなものを使用した商品を販売・頒布または輸入・輸出して他人の商品と混同させる行為

ロ、国内に広く認識された他人の氏名・商号・標章その他他人の営業であることを表示する標識と同一のものであり、または類似のものを使用して、他人の営業上の施設または活動と混同させる行為

ハ、イ目またはロ目混同させる行為の外に非商業的使用など、大統領令で定める正当な理由なしに国内に広く認識された他人の氏名・商号・商標・商品の容器・包装その他他人の商品または営業であることを表示した標識と同一のものであり、または類似のものを使用し、若しくはこのようなものを使用した商品を販売・頒布または輸入・輸出して、他人の標識の識別力や名声を損傷する行為。

ニ、商品やその広告によりまたは公衆が知り得る方法で取引上の書類または通信に偽りの原産地の標識をしたり、このような標識をした商品を販売・頒布または輸入・輸出して原産地を誤認させる行為

ホ、商品やその広告により、または公衆が知り得る方法で取引上の書類または通信にその商品が生産・製造または加工された地域外の所で生産または加工されたように誤認させる標識をしたり、このような標識をした商品を販売・頒布または輸入・輸出する行為

ヘ、他人の商品を詐称し、または商品若しくはその広告に商品の品質・内容・製造方法・用途または数量を誤認させる宣伝若しくは標識をしたり、このような方法や標識として商品を販売・頒布または輸入・輸出する行為

ト、次のいずれか一つの国に登録された商標またはこれと類似の商標に関する権利を有した者の代理人や代表者またはその行為日前 1 年以内に代理人や代表者だった者が、正当な事由なしに該当商標をその商標の指定商品と同一であるか類似の商品に使用したり、その商標を使用した商品を販売・頒布または輸入・輸出する行為

- (1) 「工業所有権の保護のためのパリ協約」(以下“パリ協約”という)当事国
- (2) 世界貿易機構会員国

(3)「商標法条約」の締約

チ、正当な権原がない者が次のうちいずれか一つの目的で国内に広く認識された他人の氏名・商号・商標その他標識と同一、または類似したドメイン名前を登録・保有・移転または使用する行為

(1)商標など標識に対し正当な権原がない者または第3者に販売したり貸与する目的

(2)正当な権原がない者のドメイン名前の登録及び使用を妨げる目的

(3)その他商業的利益を得る目的

リ、他人が製作した商品の形態(形状・模様・色彩・光沢またはこれらを結合したことをいい、試製品または商品紹介書上の形態を含む。以下同じ)を模倣した商品を譲渡・貸与またはこのための展示をしたり輸入・輸出する行為。但し、次のいずれか一つに該当する行為は除外する。

(1)商品の試製品製作など商品の形態が備えられた日から3年が過ぎた商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与またはこのための展示をしたり輸入・輸出する行為

(2)他人が製作した商品と同種の商品(同種の商品がない場合には、その商品と機能及び効用が同一であるか類似した商品をいう。)が通常的に有する形態を模倣した商品を譲渡・貸与またはこのための展示をしたり輸入・輸出する行為

又、その他に他人の多額の投資や努力で作られた成果等を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で、自己の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為

2.“営業秘密”とは、公然と知られておらず独立された経済的価値を有するものとして、合理的な努力により秘密に維持された生産方法・販売方法その他営業活動に有用な技術上または経営上の情報をいう。

3.“営業秘密の侵害行為”とは、次の各目のいずれか一つに該当する行為をいう。

イ、竊取・欺罔・脅迫その他不正な手段で営業秘密を取得する行為(以下“不正取得行為”という。)、若しくはその取得した営業秘密を使用し、または公開(秘密を維持しながら特定人に知らせることを含む。以下同じ)する行為

ロ、営業秘密に対して不正取得行為が介入された事実を知り、または重大な過失であることを知らずにその営業秘密を取得する行為、若しくはその取得した営業秘密を使用し、または公開する行為

ハ、営業秘密を取得した後にその営業秘密に対し不正取得行為が介入された事実を知り、または重大な過失であることを知らずにその営業秘密を使用し、または公開する行為

ニ、契約関係等により営業秘密を秘密として維持すべき義務のある者が、不正な利益を得、またはその営業秘密の保有者に損害を与える目的でその営業秘密を使用し、または公開する行為

ホ、営業秘密が二目により公開された事実、若しくはそのような公開行為が介入された事実を知り、または重大な過失であることを知らずにその営業秘密を取得する行為、若しくはその取得した営業秘密を使用し、または公開する行為

ヘ、営業秘密を取得した後、その営業秘密が二目により公開された事実、若しくはそのような公開行為が介入された事実を知り、または重大な過失であることを知らずにその営業秘密を使用し、または公開する行為

4.“ドメイン名”とは、インターネット上の数字からなつた住所に該当する数字・文字・記号またはこれらの結合を言う。

第2条の2(不正競争防止及び営業秘密保護事業) 特許庁長は、不正競争行為の防止及び営業秘密保護のために、研究・教育及び広報、不正競争防止のための情報管理システムの構築及び運営、その他大統領令で定める事業をすることができる。

第2章 不正競争行為の禁止等

第3条(国旗・国章等の使用の禁止) ①パリ協約当事国、世界貿易機構会員国または商標法条約締約国の国旗・国章その他の徽章や国際機構の標識と同一であったりこれと類似するものは商標として使用することができない。ただし、該当国家または国際機構の許諾を受けた場合には、この限りでない。

②パリ協約当事国、世界貿易機構会員国または商標法条約締約国政府の監督用または証明用標識と同一であったり類似するものは、商標に使用することができない。ただし、当該国の政府の許諾を受けた場合には、この限りでない。

第3条の2(自由貿易協定によって保護する地理的表示の使用禁止等) ① 正当な権原のない者は、大韓民国が外国と両者間又は多者間で締結して発効した自由貿易協定によって保護する地理的表示(以下この条で“地理的表示”という)に対しては第2条第1号二目及びホ目の不正競争行為以外にも地理的表示に示された場所を原産地としない商品(地理的表示を使用する商品と同一か同一と認識される商品に限定する)に関して次の各号の行為をすることができない。

1. 真正な原産地表示以外に別に地理的表示を使用する行為
2. 地理的表示を翻訳又は音訳して使用する行為
3. “種類”、“類型”、“様式”又は“模造品”等の表現を伴って地理的表示を使用する行為

② 正当な権原のない者は次の各号の行為をすることができない。

1. 第1項各号に該当する方式で地理的表示を使用した商品を譲渡・引渡又はこれのために展示するか輸入・輸出する行為
2. 第2条第1号二目又はホ目に該当する方式で地理的表示を使用した商品を引渡するかこれのために展示する行為

③ 第1項各号に該当する方式で商標を使用する者であって次の各号の要件をすべて備えた者は、第1項にかかわらず該当商標をその使用する商品に継続使用することができる。

1. 国内で地理的表示の保護開始日以前から該当商標を使っていること
2. 第1号によって商標を使用した結果、該地理的表示の保護開始日に国内需要者の間にその商標が特定人の商品を表示するものであると認識されていること

第4条(不正競争行為等の禁止請求権等) ①不正競争行為が第3条の2第1項又は第2項に違反する行為で自己の営業上の利益が侵害され、または侵害される恐れがある者は、不正競争行為を行い、または行おうとする者に対し法院にその行為の 禁止または予防を請求することができる。

②第1項による請求をする時には、次の各号の措置を共に請求することができる。

- 1.不正競争行為が第3条の2第1項又は第2項に違反する行為を造成した物の廃棄
- 2.不正競争行為が第3条の2第1項又は第2項に違反する行為に提供された設備の除去
- 3.不正競争行為が第3条の2第1項又は第2項に違反する行為の対象になったドメイン名の登録抹消
- 4.その他不正競争行為が第3条の2第1項又は第2項に違反する行為の禁止または予防のために必要な措置

[全文改正 91.12.31]

第5条(不正競争行為等に対する損害賠償責任) 故意または過失による不正競争行為や第3条の2第1項又は第2項に違反した行為(第2条第1号八目の場合には、故意による不正競争行為のみを言う)で他人の営業上の利益を侵

害して損害を与えた者は、その損害を賠償する責任を負う。

[本条新設 91.12.31]

第6条(不正競争行為等で失墜した信用の回復) 法院は、故意または過失による不正競争行為や第3条の2第1項又は第2項に違反した行為(第2条第1号ハ目の場合には、故意による不正競争行為のみを言う)で他人の営業上の信用を失墜させた者に対しては、不正競争行為や第3条の2第1項又は第2項に違反した行為により自己の営業上の利益が侵害された者の請求により第5条による損害賠償に代えたり、損害賠償と共に営業上の信用を回復するのに必要な措置を命じることができる。

[本条新設 91.12.31]

第7条(不正競争行為等の調査等) ①特許庁長、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事(以下“市・道知事”という)又は市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ)は、第2条第1号イ目からト目まで及びリ目の不正競争行為や第3条、第3条の2第1項又は第2項に違反した行為を確認するために必要な場合であって、他の方法では、その行為であるかどうかを確認することが困難な場合には、関係公務員に営業施設または製造施設に出入して関係書類や帳簿・製品などを調査し、または調査に必要な最少分量の製品を収去して検査させることができる。

② 特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が第1項による調査をするときには、「行政調査基本法」第15条によってその調査が重複しないようにしなければならない。

③第1項により調査等をする公務員は、その権限を表示する証票を所持しこれを関係人に見せなければならない。

[全文改正 98.12.31]

第8条(違反行為の是正勧告) 特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第2条第1号イ目からト目まで及びリ目の不正競争行為や第3条、第3条の2第1項又は第2項に違反した行為があると認められたならば、その違反行為をした者に30日以内の期間を定めてその行為を中止させたり標識の除去若しくは廃棄すること等、その是正に必要な勧告をすることができる。〈改正 91.12.31、2004.1.20〉

第9条(意見の聴取) 特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第8条による是正勧告をするために必要であると認めるならば、大統領令で定めるところにより当事者・利害関係人または参考人の意見を聞かなければならない。

第9条の2(営業秘密原本証明) ①営業秘密保有者は営業秘密が含まれている電子文書の原本であるかの証明を受け取るために第9条の3の規定による営業秘密原本証明機関にその電子文書から抽出された固有の識別値(以下「電子指紋」という。)を登録することができる。

②第9条の3の規定による営業秘密原本証明機関は第1項により登録された電子指紋と営業秘密保有者が保管している電子文書から抽出された電子指紋が同一の場合には、その電子文書が電子指紋として登録された原本であることを証明する証明書(以下「原本証明書」という。)を発行することができる。

③第2項の規定により、原本証明書の発給を受けた者は、第1項の規定による電子指紋の登録ときに該当電子文書の記載内容通り、情報を保有したものと推定する。

第9条の3(原本証明機関の指定等) ①特許庁長は電子指紋を利用して営業秘密が含まれている電子文書の原本

であるかを証明する業務(以下「原本証明業務」という。)に関して、専門知識がある者を中小企業庁長と協議させ、営業秘密原本証明機関(以下「原本証明機関」という。)として指定することができる。

②原本証明機関として指定を受けようとする者は大統領令で定める専門人材と設備等の要件を備えて特許庁長に指定を申請しなければならない。

③特許庁長は原本証明機関に対して原本証明業務を遂行するために必要な費用の全部又は一部を補助することができる。

④原本証明機関は原本証明業務の安全性と信頼性を確保するために次の各号に関して大統領令で定める事項を守らなければならない。

1. 電子指紋の抽出・登録および保管
2. 営業秘密原本証明及び原本証明書の発給
3. 原本証明業務に必要な専門人材の管理及び設備の保護
4. その他に原本証明業務の運営・管理等

⑤原本証明機関指定の基準及び手続きに必要な事項は大統領令で定める。

第9条の4(原本証明機関に対する是正命令等) ①特許庁長は原本証明機関が次の各号のいずれかに該当する場合には6ヶ月以内の期間を定め、その是正を命ずることができる。

1. 原本証明機関として指定を受けた後、第9条の3第2項の規定による要件に合わなくなった場合
2. 第9条の3第4項の規定により大統領令で定める事項を守らない場合

②特許庁長は原本証明機関が第9条の3第3項の規定による補助金を他の目的で使用した場合には期間を定めてその返還を命ずることができる。

③特許庁長は原本証明機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し又は6ヶ月以内の期間を定めて原本証明業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。但し、第1号又は第2号に該当する場合にはその指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽又はその他の不正な方法で指定を受けた場合
2. 原本証明業務の全部又は一部の停止命令を受けた者がその命令に違反して原本証明業務をした場合
3. 正当な理由なく原本証明機関として指定を受けた日から6ヶ月以内に原本証明業務を開始していないか、または6ヶ月以上継続して原本証明業務を中断した場合
4. 第1項の規定による是正命令を正当な理由なく履行しない場合
5. 第2項の規定による補助金返還命令を履行しない場合

④第3項の規定により指定を取り消された原本証明機関は指定が取り消された日から3ヶ月以内に登録された電子指紋やその他の電子指紋の登録に関する記録等、原本証明業務に関する記録を特許庁長が指定する他の原本証明機関に引き継がなければならない。但し、他の原本証明機関が引き継ぎを拒否する等、やむを得ない事由で原本証明業務に関する記録を引き継ぐことができない場合にはその事実を特許庁長に遅滞なく通知しなければならない。

⑤特許庁長は第3項の規定により指定を取り消された原本証明機関が第4項に違反して原本証明業務に関する記録を引き継ぎしなかったり、その記録を引き継ぐことができない事実を通知しなかった場合には6ヶ月以内の期間を定めてその是正を命ずることができる。

⑥第3項の規定による処分の詳細基準及び手続、第4項の規定による引き継ぎに必要な事項は大統領令で定める。

第9条の5(課徴金) ①特許庁長は第9条の4第3項の規定により業務停止を命じなければならない場合において、その業務停止が原本証明機関を利用する者に重度の不快を与えたり公益を害する恐れがある場合には業務停止命令の代わりとして1億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。

②特許庁長は第1項の規定により課徴金賦課処分を受けた者が期限内に課徴金を納付しない場合には国税滞納処分の例により徴収する。

③第1項の規定により課徴金を賦課する違反行為の種類・程度等に応じた課徴金の金額及び算定方法、その他に必要な事項は大統領令で定める。

第9条の6(聴聞) 特許庁長は第9条の4第3項の規定により指定を取り消し又は業務停止を命じようとするならば聴聞をしなければならない。

第9条の7(秘密維持等) ①何人も原本証明機関に登録された電子指紋やその他の関連情報をなくしたり毀損・変更・偽造または流出してはならない。

②原本証明機関の現職員や元職員であった者は職務上、知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3章 営業秘密の保護

第10条(営業秘密の侵害行為に対する差止め請求権等) ①営業秘密の保有者は、営業秘密の侵害行為を行ったり行おうとする者に対して、その行為により営業上の利益が侵害されたり侵害される恐れがある場合には、法院にその行為の禁止または予防を請求することができる。

②営業秘密の保有者が第1項による請求をする時には、侵害行為を造成した物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害行為の禁止または予防のために必要な措置を共に請求することができる。

[本条新設 91.12.31]

第11条(営業秘密の侵害に対する損害賠償責任) 故意または過失による営業秘密の侵害行為で営業秘密保有者の営業上の利益を侵害して損害を与えた者は、その損害を賠償すべき責任を負う。

[本条新設 91.12.31]

第12条(営業秘密保有者の信用回復) 法院は、故意または過失による営業秘密の侵害行為で営業秘密保有者の営業上の信用を失墜させた者には、営業秘密保有者の請求により第11条による損害賠償に代えるか損害賠償と共に営業上の信用を回復するのに必要な措置を命じることができる。

[本条新設 91.12.31]

第13条(善意者に関する特例) ①取引により営業秘密を正当に取得した者がその取引により許容された範囲でその営業秘密を使用したり公開する行為に対しては、第10条から第12条までの規定を適用しない。

②第1項で“営業秘密を正当に取得した者”とは、第2条第3号ハ目またはヘ目の規定で営業秘密を取得するときに、その営業秘密が不正に公開された事実または営業秘密の不正取得行為や不正公開行為が介入された事実を重大な過失なく知らずにその営業秘密を取得した者をいう。

[本条新設 91.12.31]

第14条(時効) 第10条第1項により営業秘密の侵害行為の禁止または予防を請求することができる権利は、営業秘密の侵害行為が継続する場合に営業秘密の保有者がその侵害行為により営業上の利益が侵害されたり侵害される恐れがあるという事実及び侵害行為者を知った日から3年間行使しなければ時効で消滅する。その侵害行為が始まった日から10年が過ぎた時にもかつ同じである。

[本条新設 91.12.31]

第4章 補 則

第14条の2(損害額の推定等) ①不正競争行為、第3条の2第1項も第2項に違反した行為又はや営業秘密の侵害行為で営業上の利益を侵害された者が、第5条または第11条による損害賠償を請求する場合、営業上の利益を侵害した者が、不正競争行為や営業秘密侵害行為をさせた物件を譲渡したときには、第1号の数量に第2号の単位数量当りの利益額を乗じた金額を営業上の利益を侵害された者の損害額とすることができる。この場合、損害額は営業上の利益を侵害された者が生産することができた物件の数量から、実際に販売した物件の数量を引いた数量に単位数量当り利益額を乗じた金額を限度とする。但し、営業上の利益を侵害された者が不正競争行為、第3条の2第1項も第2項に違反した行為又は営業秘密侵害行為の他の事由で販売できなかった事情がある場合には、その不正競争行為や営業秘密侵害行為の他の事由で販売できなかった数量に伴う金額を引かなければならない。

1.物件の譲渡数量

2.営業上の利益を侵害された者が、その不正競争行為や営業秘密侵害行為がなかったものならば、販売できた物件の単位数量当り利益額

②不正競争行為、第3条の2第1項か第2項に違反した行為又はや営業秘密の侵害行為で営業上の利益を侵害された者が第5条または第11条による損害賠償を請求する場合、営業上の利益を侵害した者が、その侵害行為により利益を受けたものがあるならば、その利益額を営業上の利益を侵害された者の損害額と推定する。

③不正競争行為、第3条の2第1項か第2項に違反した行為又は営業秘密の侵害行為で営業上の利益を侵害された者は、第5条または第11条による損害賠償を請求する場合、不正競争行為又は第3条の2第1項か第2項に違反した行為の対象になった商品等に使用された商標等、標識の使用または営業秘密の侵害行為の対象となった営業秘密の使用に対して、通常受けることのできる金額に相当する金額を自己の損害額として損害賠償を請求することができる。

④不正競争行為、第3条の2第1項か第2項に違反した行為又はや営業秘密の侵害行為による損害額が、第3項による金額を超過するならば、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、その営業上の利益を侵害した者に故意または重大な過失がなければ、法院は、損害賠償金額を算定するにおいてこれを考慮することができる。〈改正 2001.02.03〉

⑤法院は、不正競争行為、第3条の2第1項か第2項に違反した行為又はや営業秘密の侵害行為に関する訴訟で、損害が発生したことは認められるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが該当事実の性質上、極く困難な場合には、第1項から第4項までの規定にもかかわらず弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づき相当な損害額を認めることができる。〈新設 2001.02.03〉

[本条新設 98.12.31]

第14条の3(資料の提出) 法院は、不正競争行為、第3条の2第1項か第2項に違反した行為又は営業秘密の侵害行為による営業上の利益の侵害に関する訴訟にて、当事者の申請により、相手方の当事者に対して該当侵害行

為による損害の額を算定するのに必要な資料の提出を命じることができる。ただし、その資料の所持者が資料の提出を拒絶する正当な理由がある場合には、この限りでない。

[本条新設 98.12.31]

第 14 条の 4(秘密維持命令) ① 法院は、不正競争行為、第 3 条の 2 第 1 項か第 2 項に違反した行為又は営業秘密侵害行為による営業上利益の侵害に関する訴訟で、その当事者が保有した営業秘密に対して次の各号の事由をすべて疎明した場合には、その当事者の申請によって決定で他の当事者(法人の場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟によって営業秘密を知ることになった者に、その営業秘密を該当訴訟の継続的な遂行以外の目的に使用するか、その営業秘密に関連したこの項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命ずることができる。ただし、その申請時点までに他の当事者(法人の場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟によって営業秘密を知ることになった者が、第 1 号に規定された準備書面の閲覧や証拠の調査以外の方法でその営業秘密を既に取得している場合には、この限りでない。

1. 既に提出したか提出すべき準備書面又は既に調査したか調査すべき証拠に営業秘密が含まれているということ
2. 第 1 号の営業秘密が該当訴訟遂行以外の目的に使用されるか公開されれば、当事者の営業に支障を与える恐れがあって、これを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があるということ

② 第 1 項による命令(以下“秘密維持命令”という)の申請は、次の各号の事項を書いた書面でしなければならない。

1. 秘密維持命令を受ける者
2. 秘密維持命令の対象になる営業秘密を特定するに十分な事実
3. 第 1 項各号の事由に該当する事実

③ 法院は、秘密維持命令が決定された場合には、その決定書を秘密維持命令を受けた者に送達しなければならない。

④ 秘密維持命令は、第 3 項の決定書が秘密維持命令を受けた者に送達された時から効力が発生する。

⑤ 秘密維持命令の申請を棄却又は却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第 14 条の 5(秘密維持命令の取消し) ① 秘密維持命令を申請した者又は秘密維持命令を受けた者は、第 14 条の 4 第 1 項による要件を備えることができなかつたか、備えることができなくなった場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合には秘密維持命令を出した法院)に秘密維持命令の取消しを申請することができる。

② 法院は、秘密維持命令の取消し申請に対する裁判がある場合には、その決定書をその申請をした者及び相手方に送達しなければならない。

③ 秘密維持命令の取消し申請に対する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

④ 秘密維持命令を取り消す裁判は、確定されればその効力が発生する。

⑤ 秘密維持命令を取り消す裁判をした法院は、秘密維持命令の取消し申請をした者又は相手方の他に該当営業秘密に関する秘密維持命令を受けた者がいる場合には、その者に直ちに秘密維持命令の取消し裁判をした事実を知らせなければならない。

第 14 条の 6(訴訟記録閲覧等の請求通知等) ① 秘密維持命令が出された訴訟(すべての秘密維持命令が取消された訴訟は除く)に関する訴訟記録に対して「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の決定があつた場合、当事者が同項で規定する秘密記載部分の閲覧等の請求をしたがその請求手続きを該当訴訟で秘密維持命令を受けない者がした場合

には、法院書記官、法院事務官、法院主査又は法院主査補(以下この条で“法院事務官等”という)は、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申請をした当事者(その閲覧等の請求をした者は除く。以下第 3 項で同じ)にその請求直後にその閲覧等の請求があったという事実を知らせなければならない。

② 第 1 項の場合に法院事務官等は、第 1 項の請求があった日から 2 週間が過ぎるまで(その請求手続きを行った者に対する秘密維持命令申請がその期間内に行われた場合にはその申請に対する裁判が確定する時点まで)、その請求手続きを行った者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

③ 第 2 項は第 1 項の閲覧等の請求をした者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧等をさせることに対して、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申請をした当事者すべての同意がある場合には、適用されない。

第 15 条(他の法律との関係) ①「デザイン保護法」、「商標法」、「農水産物品質管理法」又は「著作権法」に第 2 条から第 6 条まで、及び第 18 条第 3 項と異なる規定がある場合には、その法による。

②「独占規制及び公正取引に関する法律」、「表示・広告の公正化に関する法律」または「刑法」のうち、国旗・国章に関する規定に第 2 条第 1 号二目からへ目まで及び又目、第 3 条から第 6 条まで及び第 18 条第 1 項の規定と異なる規定がある場合には、その法による。〈改正 01.02.03、04.12.31〉

[全文改正 98.12.31]

第 16 条(申告褒賞金の支給) ①特許庁長は第 2 条第 1 号イ目の規定による不正競争行為(「商標法」第 2 条第 1 項第 10 号の規定による登録商標に関するものに限定する)をした者を申告した者に予算の範囲で申告褒賞金を支給することができる。

②第 1 項の規定による申告褒賞金支給の基準・方法及び手続に必要な事項は大統領令で定める。

第 17 条(業務の委託等) ①削除

②特許庁長は、第 2 条の 2 による研究・教育・広報及び情報管理システムの構築・運営に関する業務を大統領令で定める産業財産権保護または不正競争防止業務と関連した法人や団体(以下この条で“専門団体”と言う)に委託することができる。

③特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は第 7 条か第 8 条による業務を遂行するために必要な場合に専門団体の支援を受けることができる。

④第 3 項による支援業務に従事する者に関しては第 7 条第 3 項を準用する。

⑤特許庁長は、予算の範囲で第 2 項による委託業務及び第 3 項による支援業務に使用される費用の全部または一部を支援することができる。

第 17 条の 2(規制の見直し) 特許庁長は、次の各号の事項について 2015 年 1 月 1 日を基準に 3 年ごと(毎 3 年になる年の基準日と同日の前までをいう。)、その妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

1. 第 9 条の 4 の規定による原本証明機関に対する行政処分の基準
2. 第 20 条の規定による過怠料賦課基準

第 17 条の 3(罰則適用での公務員擬制) 第 17 条第 3 項による支援業務に従事する者は「刑法」第 127 条及び第 129 条から第 132 条までの規定による罰則の適用では公務員と見る。

第 18 条(罰則) ①不正な利益を得たり営業秘密保有者に損害を与える目的でその営業秘密を外国で使用したり外国で使用されるものであることを知りながら取得・使用または第三者に漏洩した者は 10 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2004.1.20〉

② 不正な利益を得たり営業秘密保有者に損害を与える目的でその営業秘密を取得・使用したり第三者に漏洩した者は、5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2004.1.20〉

③次の各号のいずれか一つ該当する者は、3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

〈改正 01.02.03、3、2004.1.20〉

1. 第 2 条第 1 号(チ目およびヌ目は除く)による不正競争行為を行った者

2. 第 3 条の規定に違反して次の各目のいずれか一つに該当する徽章または標識と同一であるか類似するものを商標として使用した者

イ. パリ協約当事国、または世界貿易機構会員国または商標法条約締約国の国旗・国章その他の徽章

ロ. 国際機構の標識

ハ. パリ協約当事国、世界貿易機構会員国または商標法条約締約国政府の監督用・証明用標識

④次の各号のいずれかに該当する者は 1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 9 条の 7 第 1 項に違反して原本証明機関に登録された電子指紋やその他の関連情報をなくしたり毀損・変更・偽造又は流出した者

2. 第 9 条の 7 第 2 項に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者

⑤第 1 項と第 2 項の懲役と罰金は、これを併科することができる。

第 18 条の 2(未遂) 第 18 条第 1 項及び第 2 項の未遂犯は、処罰する。

[本条新設 2004.1.20]0]

第 18 条の 3(予備・陰謀) ①第 18 条第 1 項の罪を犯す目的で予備または陰謀した者は、3 年以下の懲役または 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 18 条第 2 項の罪を犯す目的で予備または陰謀した者は 2 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

[本条新設 2004.1.20]

第 18 条の 4(秘密維持命令違反罪) ① 国内外で正当な事由なしに第 14 条の 4 第 1 項による秘密維持命令に違反した者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

② 第 1 項の罪は、秘密維持命令を申請した者の告訴がなければ公訴を提起することができない。

第 19 条(両罰規定) 法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人または個人の業務に関して第 18 条第 1 項から第 4 項までのいずれか一つに該当する違反行為を行ったならば、その行為者を罰する外にその法人または個人にも該当条文の罰金刑を科する。但し、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。

第 20 条(過怠料) ①次の各号のいずれかに該当する者には 2 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第 7 条第 1 項の規定による関係公務員の調査や回収を拒否・妨害又は忌避した者

2. 第9条の4第5項に違反して是正命令を履行しなかった者

②第1項による過怠料は、大統領令で定めるところにより特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。

③削除

④削除

⑤削除

[本条新設 98.12.31]

附 則

この法は、1987年1月1日から施行する。

附 則[91.12.31]

①(施行日) この法は、公布後1年を越えない範囲内で大統領令が定める日から施行する。[1992年12月14日大統領令第13781号、1992年12月15日から施行]

②(この法の施行前の営業秘密の侵害行為等に関する経過措置) この法の施行前に行われた営業秘密の侵害行為に対しては、第10条ないし第12条及び第18条第1項第3号の改正規定は、これを適用しない。この法の施行前に営業秘密を取得した者または使用した者が営業秘密をこの法の施行後に使用する行為に対してもかつ同じである。

附 則[97.12.13]

この法は、1998年1月1日から施行する。

附 則[98.12.31]

①(施行日) この法は、1999年1月1日から施行する。

②(罰則に関する経過措置) この法の施行前に行われた営業秘密の侵害行為に対する罰則の適用においては、従前の規定による。

③(消滅時効に関する経過措置) この法施行前に行われた営業秘密の侵害行為に対して差止めまたは予防を請求することができる権利の消滅時効に関しては、第14条の改正規定にかかわらず従前の規定による。

附 則[01.07.01]

①(施行日) この法は、2001年7月1日から施行する。

②(罰則適用に関する特例) 第2条第1号ハ目及びト目の改正規定による不正競争行為をした者に対しては、2001年12月31日までは第18条第3項の規定にかかわらず同条同項の罰則を適用しないことにする。

附 則[04.01.20]

①(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

②(経過措置) この法施行前に従前の第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定を違反した者に対しては従前の規定による。

附 則[デザイン保護法、第 7289 号、04.12.31]

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条ないし第 4 条 省略

第 5 条(他の法律の改正) ①ないし⑦省略

⑧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律のうち、次の通り改正する。

第 15 条第 1 項のうち、「意匠法」を「デザイン保護法」とする。

⑨ないし<17> 省略

附 則[07.12.21]

この法は、公布した日から施行する。

附 則[08.12.26]

この法は、公布した日から施行する。

附 則[09.03.25]

この法は、公布した日から施行する。

付 則[09.12.30]

この法は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則[2011.06.30]

この法は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 3 条の 2 及び第 4 条から第 6 条まで、第 7 条第 1 項の中で“第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項”部分、第 8 条の中で“第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項”部分、第 14 条の 2、第 14 条の 3、第 15 条の改正規定は、「大韓民国とヨーロッパ連合及びその会員国間の自由貿易協定」が発効する日から施行する。

付 則[2011.12.02]

この法は、「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効する日から施行する。

付 則[2013.07.30]

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則[2015.01.28]

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。ただし、第 9 条の 2 第 3 項の改正規定は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(原本証明書発給時の情報保有推定に関する適用例) 第 9 条の 2 第 3 項の改正規定は、同改正規定施行後、最初に原本証明書が発給された場合から適用する。

付 則[2016.01.27]

この法は、公布した日から施行する。

付 則[2016.02.29]

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条から第 17 条まで省略

第 18 条(他の法律の改正) ①及び②省略

③不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次の通り改正する。

第 16 条第 1 項のうち“「商標法」第 2 条第 1 項第 6 号”を“「商標法」第 2 条第 1 項第 10 号”とする。

④省略

第 19 条省略

付 則[2017.01.17]

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。